数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

2015年4月6日（月）発行
No.132

名古屋北部民主商工会
名古屋市北区大野町三丁目１９番地
TEL（052）915-8111　FAX（052）915-8114
E-MALE jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

＜倉敷民商事件＞ 禰屋さんの保釈が決定！

岡山地裁は３月２３日、倉敷民主商工会事務局員で昨年１月２１日以降不当な長期拘留が続いていた禰屋町子さんの保釈許可を出しました。検察官が抗告と保釈の執行停止を申し立てたため、保釈決定は２４日に持ち越しとなっていました。しかし、今回高裁が検察の申し立てを棄却したため、保釈が決まりました。

「倉敷民商を支える会」によると、禰屋さんの釈放及び無罪を求める署名は個人で 53911 筆と団体で 832 が、小原淳さんと須増和悦さんの署名は個人で 48774 筆と団体で 698 にのぼっています。同会は、昨年から岡山地裁へ 12 回にわたりこれを提出し、３月 30 日も署名を提出する予定となっています。

禰屋さん、小原さん、須増さんの無罪を勝ち取るためにも、より一層倉敷民商事件への理解と支援を深めていきましょう。

倉敷民商事件とは？

倉敷民商の法人会員であるＩ建設の雑税をほう助したとして、倉敷民主商工会の事務局禰屋町子さんを法人税法違反と税理士法違反で、同じく倉敷民主商工会の事務局長の小原淳さんと事務局次長の須増和悦さんが税理士法違反で逮捕・起訴された民商弾圧事件。

食建国保加入者の皆様へ

○ 食品国保の保険料額が変わります
○ 建設国保の年会費・組合費の徴収方法が変わります

詳細は郵送したハガキ・書類をご覧ください。不明点等ありましたら民商事務所までご連絡ください。

婦人部・卓球のお知らせ

気温も上がりスポーツ日和ですね。
民商で一緒に卓球しませんか？

日時：４月　７日（火）１９：００～
　　４月２８日（火）１９：００～
場所：民商事務所３Ｆ

中小企業法務プラス！ワンポイント
～作っておきたい契約書①　困ったときの予防薬

今回から執筆を担当させていただくことになりました、弁護士の新山直行です。

「ん？名古屋北法律事務所にそんな弁護士はいただろうか…」と思う方もいるかもしれませんが、今年から弁護士になりました。この記事を機会にぜひ、覚えてください。

何を書こうか迷ったのですが、仕事を始めて感じたことを最初のテーマにしてみます。みなさんは、作っていますか？「契約書」を。日本の民法は、諾成（だくせい）契約、つまり、口約束でも契約が成立するというのが原則です。確かに、いちいち契約書を作るのは面倒です。コンビニでジュースを買うのに契約書は作っていられません。しかし、業務上は作ることを励行すべきです。契約紛争は、契約をした・していない、条件について合意をした・していないというものが多くで、有益な証拠がない場合、口約束では水掛け論です。しかし、契約書があれば話は明白です。裁判では、契約書のような書証があることは珍しいですが、逆に、ちゃんとした書証があるとき、裁判所はとても書証を重視してくれます。

また、契約書があり、その内容を正確に理解して、守っていれば、相手から何か言われたときも契約書ではこうなっているじゃないか、と対応できます。また、相手が契約を守ってくれないときも、早い段階で、契約書があるからちゃんとやってくれ、ということもできます。契約書は、無用な紛争に発展しない・拡大させない予防薬にもなりえるわけです。

次回は、契約書の条項について書きたいと思います。

２０１５年４月　　弁護士　新山直行（名古屋北法律事務所）

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月 15 日集金
月末 100％集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。